

## 相続開始直前に多額増資により取得した株式に係る評価通達6項の適用

東京地裁令和7年1月17日判決(令和4年(行ウ)第100号)

筑波大学名誉教授·弁護士·稅理士 品川芳宣

## 一、事実

(1) X<sub>1</sub> (甲の長男) ~ X<sub>7</sub> (原告、以下「Xら) という。) は、平成25年10月14日(以下「本件 相続開始時 という。) 死亡した甲の相続人等で あるが、甲から相続又は遺贈により取得した株式 会社T(以下「T社」という。) の株式(101万 7856株、以下「本件株式」という。) を財産評 価基本通達(以下「評価通達」という。) 179(3) ただし書に定める方法(以下「併用方式」とい う。)により1株当たり1853円と評価し、上記相 続又は遺贈に係る相続税(以下「本件相続税」と いう。) を平成26年8月13日に申告(以下「本 件各申告 という。) した。次いで、Xらは、平 成29年1月19日、本件相続税につき、本件株式 の価額を評価通達189-3ただし書の定めにより 1株当たり2263円として修正申告(以下「本件 各修正申告」という。)をした。しかし、Xらは、 平成29年12月8日、本件株式の価額は併用方式 により1株当たり1853円であるとする更正の請 求(以下「本件各更正の請求」という。)をした。

これに対し、所轄税務署長は、平成30年2月23日、Xらに対し、更正をすべき理由がない旨の通知処分をし、次いで、同年9月7日、評価通達6を適用し、本件株式の価額を評価通達185が定める純資産価額で評価して1株当たり3443円とする更正(以下「本件各更正」という。)等をした。Xらは、本件各更正等を不服として、令和4年2月28日、国(被告)に対し、当該処分の

取消しを求めて、本訴を提起した。

- (2) T社は、本件相続開始時当時、投資業、有価証券の保有等を目的としていたが、平成25年8月9日、臨時株主総会を開催し、次のことを決議(以下「本件決議」という。) した。
- ① 平成25年9月30日に普通株式1株につき40 円(総額1836万円)を配当(以下「本件配当」 という。)すること。
- ② 普通株式90万5440株を発行(以下「本件 新株発行」という。)することとし、払込金額 を36億2万円余(1株当たり3976円)、払込 期日を平成25年8月9日、引受人を全額甲と すること。

甲は、平成25年4月18日から同年5月9日までの間、所有していた上場株式を売却し、当該売却代金37億5529万円余を同人の普通預金口座に入金していたが、同年8月9日、本件新株発行に係る株式を引き受け(以下「本件出資」という。)、当該金額を払い込んだ。

そして、T社は、平成24年9月期末において、 帳簿価額13億2347万円余の投資有価証券を有 し、貸借対照表における資産合計14億8405万 円余の約89.2%を投資有価証券が占めていたが、 本件出資後の平成25年9月期末においては、貸 借対照表における資産合計50億401万円余のう ち、上記投資有価証券の占める割合は約26.1% となった。

## 二、争点及び当事者の主張

】 争 点

本件の争点は、次のとおりである。

① 本件各更正に係る本件株式の価額が客観的交